

多摩市条例第 号

多摩市手話言語条例（素案）

手話は、手及び指、体の動き、表情等を使って視覚的に表現する一つの言語である。障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）においても、言語として位置付けられている。私たちは、手話が、ろう者にとって日常生活及び社会生活を営むためのかけがえのないものであり、互いの気持ちを理解し、意思疎通を図り、文化を創造するために受け継がれてきた言語であることを踏まえ、その理解の促進に努めていかなくてはならない。

しかしながら、かつて手話は、言語として認識されず、その使用についても様々な制約を受け、ろう者は、必要な情報の取得や意思疎通において多くの不便や不安を感じて生活してきたという歴史があり、現在も手話が言語であることに対する理解が十分であるとは言えない。

多摩市は、健幸都市として市民の誰もが健康で幸せに過ごせるまちを目指している。豊かな自然と都市機能が調和し、市民の活動が盛んで、多くの人が暮らすこのまちにおいて、誰もが健康で幸せに過ごすためには、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備に必要な施策の推進を図る必要がある。私たちは、聞こえないことが社会参加の障壁ではないという理解のもと、ろう者とろう者以外の者が互いに尊重し合い、意思疎通を行いながら、心身ともに健康で幸せに共生することのできる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、多摩市（以下「市」という。）、市民、事業者及び聴覚障がい者関係団体等の責務及び役割を明らかにし、必要な施策を推進することで、ろう者の人権を守り、ろう者とろう者以外の者が互いに尊重し合い、意思疎通を行いながら、心身ともに健康で幸せに共生できる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話 手及び指、体の動き、表情等を組み合わせて視覚的に表現する一つの言語であって、独自の語彙及び文法体系を持つものをいう。
- (2) ろう者 障がい者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (3) 市民 多摩市内（以下「市内」という。）に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 聴覚障がい者関係団体等 市内で聴覚障がい者に向けて意思疎通の支援等を行う団体及び個人をいう。

（基本理念）

第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備は、次に掲げる事項を基本として、行うものとする。

- (1) 手話が、独自の体系を有する一つの言語であり、かつ文化的所産であるという認識の下、音声言語と同等に扱われなければならないこと。
- (2) 手話に関する施策が、手及び指、体の動き、表情等を使って視覚的に表現する言語であるという認識に基づいて実施されなければならないこと。
- (3) ろう者が手話による意思疎通を行うことを自ら選択する権利が、尊重されなければならないこと。

（市民の役割）

第4条 市民は、地域社会と共に暮らす一員として、この条例の目的及び前条各号に掲げる事項（以下「基本理念」という。）に対する理解を深め、ろう者が暮らしやすい地域社会の実現に向けて取り組むよう努めるものとする。

（市の責務）

第5条 市は、この条例の目的及び基本理念にのっとり、ろう者が手話により意思疎通を円滑に行う権利及びろう者が手話により必要な情報を的確に取得する権利を尊重し、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備を行うため、必要な施策を推進するものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、ろう者と意思疎通を可能にするために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（聴覚障がい者関係団体等の責務）

第7条 聴覚障がい者関係団体等は、市と相互に連携して手話の普及啓発に努

め、この条例の目的及び基本理念の実現に向け、市が推進する施策に協力するものとする。

(施策の推進)

第8条 第5条の施策の推進は、次に掲げる事項を基本とし、手話に関する情報通信技術の発展及び実用化の進展の状況を踏まえながら進めるものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び普及を図ること。
- (2) 手話により意思疎通をし、情報を得る機会の拡大を図ること。
- (3) ろう者が手話を使用しやすい環境の整備を図ること。
- (4) 全ての市民に対して手話を学ぶ機会を確保すること。
- (5) 手話通訳者の確保及び育成並びに活動環境の充実を図ること。
- (6) 災害時において、ろう者が必要な情報を的確に得る手段の確保に関するここと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項。

(財政上の措置)

第9条 市は、手話に関する施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。